

「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	【目的】 ・ヒトと環境が最優先である。被害者救出を第一とするべき。	P1(1)	1	市民生活の安全及び生活環境の保全に寄与することを目的に、本条例を制定します。	骨子（案）のとおりといたします。
2	【定義】 ・再生資源物に古紙を加えてほしい。	P1(2)	1	廃棄物処理法において古紙の取扱いが規定されていることから、本条例では再生資源物の対象外とします。	骨子（案）のとおりといたします。
3	【屋外保管事業者等の責務（屋外保管事業者等の責務）】 ・従業員に日本語が通じない。苦情の相談窓口は日本語で対応できるものとしてほしい。 ・事業者は住民に対し具体的な回答をするべきである。 ・事業者の責務に、申し立てへの対応結果を市及び住民へ報告することを義務付けてほしい。	P2(3)	5	屋外保管事業者の責務として、苦情等に関する相談に応じるため相談窓口を設置し、苦情又は紛争が生じたときはその解決にあたらなければならないとします。	骨子（案）のとおりといたします。
4	・常駐の管理責任者を置かなければならないとすべきである。 ・管理責任者は施設を管理する責任を持たせ、住民からの相談に応える義務を有するべきである。 ・管理責任者は、廃棄物管理責任者と同様な有資格者とするべきである。	P2(3)	3	本条例では管理責任者の設置を規定していませんが、事業者による相談窓口の設置及び外部から見やすい箇所への掲示板の設置を定め、規則に責任者等の記載事項について定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
5	【屋外保管事業者等の責務（土地所有者の責務）】 ・土地所有者に対し生活環境の保全上支障が生じている場合は、借地契約の義務を果たすことを求め、条例を土地所有者にも適用するべきである。 ・土地所有者又は不動産会社も対応することとするべきである。 ・土地所有者は安全性の確保等のため、自らの責任の範囲（危険な状態の解消等）において必要な措置を講じるべきである。 ・土地所有者は事業場が生活環境の保全上支障がないことを確認しなければならないことを義務とするべきである。 ・土地所有者に説明会の開催、協議及び合意を義務付けるべきである。 ・土地所有者の責務に、申し立てへの対応結果を市及び住民へ報告することを義務付けるべきである。	P2(3)	12	土地所有者の責務として、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないことを確認し、苦情又は紛争が生じた場合はその解決にあたらなければならないものとし、 一方、土地所有者はその土地の管理に関して一定の責任があると考えますが、説明会の開催等については、屋外保管事業場の設置や事業活動を行う者が実施するものであると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
6	【屋外保管事業者等の責務（市の責務）】 ・市の責務として、「努めなければならない」との文言にするべきである。 ・市の責務として、苦情の内容、程度により事業者の操業を停止、操業形態の変更を勧告、措置をとるべきである。	P2(3)	2	市の責務として、本条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全及び生活環境の保全に努めなければならないと規定します。 また、本条例の目的を達成するため、事業者に対し必要な措置を求めてまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
7	・市の責務の項目に責任部署を明確にして記載すること。	P2(3)	1	通例、条例内に責任所管課を記載することはないため本条例においても同様としますが、「さいたま市事務分掌規則」にて事務分掌が規定されます。	骨子（案）のとおりといたします。
8	【屋外保管事業場の設置の事前手続】 ・事前手続において、説明会を開催するだけでなく住民の同意を得ることとしてほしい。	P2(4)	30	事前手続において事業者と周辺住民等の相互理解の促進のため説明会の開催を義務付けていますが、許可要件に住民の同意を求めることは過度に営業の自由を侵害するおそれがあることから困難と考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
9	・説明会の対象範囲を300m以内のから、その対象範囲を広げるべきである。 ・説明会の対象範囲に自治会住民も加えてほしい。	P2(4)	4	説明会の対象範囲は、先進自治体の条例との均衡を考慮し、また、過度にその範囲を拡大した場合に事業者負担の増加につながるから、その対象範囲を300m以内とします。 なお、説明会の対象者は対象範囲に居住する者又は土地若しくは建物所有するものとし、自治会を通してその開催の周知がなされることも想定されることから、事業者と協議の上、利害関係者として自治会住民の参加は妨げないものと考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
10	・説明会開催時は議事録及び記録映像等の作成を加えるべきである。	P2(4)	1	説明会を開催した事業者は、当該説明会の概要を市へ報告しなければならないものとし、	骨子（案）のとおりといたします。
11	【屋外保管事業場の設置の許可】 ・再生資源物を適切に取り扱う業者に許可を出すべきである。	P2(5)	1	屋外保管事業場の設置の許可を交付するにあたり、本条例で規定する許可要件に適合していると認めるときでなければならないものとし、	骨子（案）のとおりといたします。
12	・100㎡以下の事業所でも住宅が隣接する場合は届出を提出するべきである。または、保管事業者の連絡先を明記した看板を掲示するべきである。	P2(5)	1	100㎡以下の屋外保管事業場の設置は許可及び届出の対象外としていますが、再生資源物の保管にあつては保管基準の一部を適用するものとし、	骨子（案）のとおりといたします。
13	・許可の有効期限を5年間から短縮するべきである。	P2(5)	2	許可の有効期限については、廃棄物処理法及び先進自治体との均衡を考慮して5年間とします。	骨子（案）のとおりといたします。
14	【屋外保管事業場の設置の許可（欠格要件）】 ・許可要件に反社条項を追加してほしい。	P3(5)	1	再生資源物の屋外保管を適正にしない者として、破産手続を開始した者、禁固以上の刑に処せられた者、廃棄物処理法をはじめとした生活環境の保全を目的とする法令等及びこの条例に違反し処罰された者、廃棄物処理法、浄化槽法及びこの条例の許可を取り消された者、暴力団員等その他不正又は不誠実な行為をするおそれがある者等を欠格者とし、許可要件に欠格要件を規定します。	骨子（案）のとおりといたします。
15	【屋外保管事業場の設置の許可（立地基準）】 ・工業団地での営業とするべきである。 ・住宅地に建てるべきものではない。	P3(5)	5	事前手続において関係所管課と協議を行いますが、用途地域による建築物の用途制限は他法令で規定されていることから、本条例で規定することは困難であると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。

「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
16	・立地基準において住宅等から事業場境界までの距離を100m以上から、更に距離をとることとしてほしい。	P3(5)	23	住宅等から事業場境界までの距離を拡大した場合、事業を過度に制限するおそれがあること、また、100mでも構造基準及び保管基準を満たすことにより条例の目的を達成できることから100mとしています。	骨子（案）のとおりといたします。
17	・立地基準の幅員4m以上の接続について、接続する道路の幅員を広げた方がよいと思う。	P3(5)	1	火災等の事故が発生した場合を想定し、緊急車両の円滑な入場ができる道路として幅員は4mとします。	骨子（案）のとおりといたします。
18	【屋外保管事業場の設置の許可（構造基準）】 ・構造基準の底面材料について、保管基準へ設定してほしい。	P3(5)	1	構造基準では、事業場内の床全面を不透水性の材料で覆うこととしています。 一方、保管基準においても、屋外保管の用に供する区画を不透水性の材料で覆うことを規定しています。	骨子（案）のとおりといたします。
19	【変更の許可等】 ・変更届出を変更許可にするべきである。	P3(6)	1	名称等の変更及び安全の向上並びに生活環境への影響が軽微なものとして規則で定めるものは、届出をもって足りるものとします。 一方、規則で定める軽微な変更以外の変更については、変更許可を受けなければならないものとし、新規の許可と同様に申請前に事前手続を行うものとします。	骨子（案）のとおりといたします。
20	【屋外保管許可事業者に対する勧告、命令、許可の取消し】 ・違反をした場合、既存事業者のみなし許可について無効とするべきである。 ・勧告、命令、許可の取り消しについて期限を明記してほしい。 従わない場合は罰金を科す等の対応をしてほしい。 ・罰則規定は厳しいものとし、営業停止まで条項を盛り込むべきである。	P4(8)	8	事業者へ指導を行うとともに、許可基準等に適合しなくなったときは、本条例に基づき事業者に対し期間を定めて勧告、命令できることを定めます。 欠格要件に該当、不正に許可を取得又は命令の処分に違反したときには許可を取り消すこととし、また、許可基準等に適合しなくなったときには許可を取り消すことができる規定とし、命令に違反した者は罰則の対象とします。	骨子（案）のとおりといたします。
21	・各基準に適合せず、安全や生活環境に支障がある場合、直ちに支障除去を「命じることができる」を「命じる」にするべきである。 ・「勧告」を「指導」にするべきである。	P4(8)	2	事業者へ指導を行い必要な措置を求めるとともに、状況に応じ勧告等の処分を行うこととします。	骨子（案）のとおりといたします。
22	・違反点数制度を導入するべきである。	P4(8)	1	本条例において違反点数制度は導入しませんが、事業者へ指導を行い必要な措置を求めるとともに、状況に応じ勧告等の処分を行うこととします。	骨子（案）のとおりといたします。
23	【屋外保管事業場の保管基準】 ・生活環境の保全のため、厳しい保管基準を規定してほしい。	P4(9)	3	市民生活の安全及び生活環境の保全に寄与するための保管基準を定めることとします。	骨子（案）のとおりといたします。
24	・囲いのない場所に資源物を直置きしている。 ・粉塵防止のため全面囲いとするべきである。 ・建屋内での操業とするべきである。 ・囲いは堅牢で防音効果のあるものとするべきである。 ・飛散防止ネットの設置するべきである。	P4(9)	22	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めています。 再生資源物の保管にあたっては、屋外保管の区画には囲いが設けられていることとし、再生資源物の荷重が直接囲いにかかる構造の場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であることを定めます。 各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、防音効果のある囲いの設置や飛散防止ネットの設置を一律に規定はしませんが、事業活動を行うにあたって、生活環境の保全上支障がないようすることを事業者へ求めてまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
25	・事業場入口に苦情相談窓口連絡先及び土地所有者連絡先を記載するべきである。	P4(9)	1	事業場の入口等外部から見やすい場所に掲示板を設けることを定め、事業者の名称、管理者の氏名及び連絡先等の記載事項は規則で定めるものとします。	骨子（案）のとおりといたします。
26	・金属片が落ちてきて危ない。 ・災害が起きた際に保管物が崩落しないか心配である。 ・荷物を高く積み過ぎ。高く積めるように塀を高くするのはやめてほしい。 ・囲いの高さに基準を設けるべきである。 ・積み上げ高さの制限をするべきである。 ・飛散、資源物の保管高さや保管量に対する規制を設けてほしい。 ・囲いの高さは保管高さより高くしてほしい。 ・保管物が囲いの高さと同レベルで保管されているので保管高さに制限を設けるべきである。 ・積み上げ高さ及び保管量制限を設けてほしい。	P4(9)	35	再生資源物の保管に伴い保管物の崩落、飛散等を防止するため、保管高さを含めた保管方法については、市民生活の安全及び生活環境の保全の目的を達成するよう保管基準を規則で定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
27	・汚水又は油の流出防止措置をとるべきである。 ・排水口が埋め立てられ水浸しになっている。 ・場内に蒸気槽を設置し、排水を出さないべきである。	P4(9)	14	再生資源物の保管に伴い生じた汚水の流出、地下浸透を防止するため、汚水等が生じる場合にあっては、生活環境保全上支障が生じないものとするための排水処理設備等を設置することを構造基準に定めるとともに、保管基準において屋外保管の区画の底面を不透水性の材料で覆い、油水分離層及びこれに接続している排水溝等の設備の設置を定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
28	・火災が発生しており、その対策が必要と考える。	P4(9)	9	再生資源物の保管に伴い火災の発生若しくは外部への延焼を防止するため、保管基準において規則で定める措置を講じることと定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
29	・騒音により生活環境が悪化し困っている。 ・騒音を何とかしてほしい。 ・騒音により体調を崩している人もいる。 ・みなし許可事業者には立地基準が適用されないことから、特に配慮を必要とするべきである。 ・既存事業者に対しても騒音・振動に問題がある場合は基準に基づく対策を当てはめ改善してほしい。	P4(9)	115	再生資源物の保管に伴い発生する騒音については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることと定めます。 また、ご意見を踏まえ、屋外保管事業場から発生する騒音について、規則にその基準値を定めます。	ご意見を踏まえ、屋外保管事業場から発生する騒音について、規則にその基準値を定めます。

「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
30	・振動により生活環境が悪化し困っている。 ・重機作業で家が揺れて困っている。	P4(9)	63	再生資源物の保管に伴い発生する振動については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることを規定します。 また、ご意見を踏まえ、屋外保管事業場から発生する振動について、規則にその基準値を定めます。	ご意見を踏まえ、屋外保管事業場から発生する振動について、規則にその基準値を定めます。
31	・騒音、振動、悪臭の基準を設け、違反した場合の罰則を規定すべきである。 ・保管基準の騒音、振動について生活環境を保全する具体的な基準を示すべきである。 ・保管基準の検査基準を明確化するべきである。	P4(9)	5	ご意見を踏まえ、骨子（案）を修正いたします。	ご意見を踏まえ、屋外保管事業場から発生する騒音及び振動について、規則にその基準値を定めることとします。
32	・騒音、振動防止のため底面にマット敷くなど対策を取ってほしい。	P4(9)	5	再生資源物の保管に伴い発生する騒音及び振動については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることを規定します。 各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、具体的な措置について一律に規定はしませんが、状況に応じ事業者へ指導してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
33	・騒音計、振動計を設置するべきである。	P4(9)	3	同上。	骨子（案）のとおりといたします。
34	・大型重機でスクラップを圧縮するような劣悪な状態を改めるべきである。	P4(9)	1	状況に応じ事業者へ指導してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
35	・事業場からの悪臭に迷惑している。	P4(9)	13	再生資源物の保管に伴い発生する悪臭については、保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることを規定します。 各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、具体的な措置について一律に規定はしませんが、状況に応じ事業者へ指導してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
36	・害虫発生を防止してほしい。 ・衛生面に不安がある。 ・事業場内の整理整頓を行うべきである。	P4(9)	3	再生資源物の保管に伴いねずみが生息しないよう又はその他衛生害虫等が発生しないよう必要な措置を講じることを保管基準に規定します。 また、事情場内の整理整頓についても、状況に応じ事業者へ指導してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
37	・大型機械稼働による粉じんがひどい。 ・事業場からの粉塵に迷惑している。 ・保管基準に、粉塵を追加するべきである。	P4(9)	43	再生資源物の保管に伴い発生する粉塵については、飛散防止の観点から保管基準において生活環境の保全上支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることを規定します。 各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、具体的な措置について一律に規定はしませんが、状況に応じ事業者へ指導してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
38	・景観が悪化している。 ・困いは景観保全のため配慮したものとしてほしい。 ・景観を保全してほしい。	P4(9)	11	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めています。 事業場の景観について、本条例で定めることは困難であると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
39	・保管基準の項目に緩衝緑地帯を設ける記載を加えるべきである。	P4(9)	1	緩衝緑地帯については、構造基準において定めることとします。	骨子（案）のとおりといたします。
40	【報告の徴収、立入検査】 ・市は定期的な立入検査を行ってほしい。 ・市の立入検査は抜き打ちで行ってほしい。	P5(11)	5	条例施行後、対象事業場に対し定期的な立入検査を実施します。また、立入検査は原則無通告で行います。	骨子（案）のとおりといたします。
41	【事故時の措置】 ・重大事故を起こした施設に対して、少なくとも再発防止策を行う迄事業停止命令が出せるようにしてほしい。	P5(13)	3	事故発生時、現地確認し市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じる又は生じ生じるおそれがある場合、事業者へ支障の除去又は発生防止のための措置を指導し、市への報告を義務付けます。 これらの措置が取られない場合は、事業者へ措置命令を行い、命令に違反した場合は許可を取り消すこととします。	骨子（案）のとおりといたします。
42	【手数料】 ・許可に係る手数料の変更するしてほしい。	P6(15)	1	手数料の積算は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について」及び現在行っている産業廃棄物処理業許可申請に係る所要時間を参考に算出しています。	骨子（案）のとおりといたします。
43	【罰則】 ・条例違反に対し罰則規定を設けるべきである。 ・罰則は罰金刑（両罰規定）ではなく営業停止などより強い罰則へ変更するべきである。 ・苦情、紛争について解決しない場合の罰則を規定してほしい。 ・罰則は一番厳しいものになるようにしてほしい。	P6(18)	8	本条例の実効性を担保するため、無許可や不正に許可を取得した場合及び許可基準不適合による命令に従わない場合等、処罰の対象及びその程度について、地方自治法や他自治体の条例との均衡を考慮し罰則を定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
44	・不許可の事業者への速やかな事業廃止を行うべきである。	P6(18)	1	許可対象外及び無許可の事業者に対しても罰則を定めます。	骨子（案）のとおりといたします。
45	【施行日】 ・早急に条例を制定してほしい。 ・条例施行までのスケジュールの明示してほしい。	P6(19)	6	ご意見を踏まえ、骨子（案）を修正いたします。	ご意見を踏まえ、当初検討していた条例の施行日を令和6年4月1日から令和6年2月1日とします。

「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
46	【経過措置】 ・既存事業者に適用する実効性のある条例を設定してほしい。 ・既存事業者のみなし許可について、許可基準を厳しくしてほしい。 ・全事業者へ立地基準・構造基準を適用するべきである。 ・みなし許可の更新時又は猶予期間を設け、立地基準、構造基準を適用するべきである。	P6(20)	103	既存事業場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた事業場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存事業場に適用される保管基準を遵守することにより、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。しかしながら、ご意見を踏まえ、骨子（案）を修正いたします。	ご意見を踏まえ、構造基準のうち、事業場から排水を放流する場合、排水処理設備を設けることについて適用することとします。
47	・既存業者も緩衝緑地帯を設けるべきである。	P6(20)	15	既存事業場に構造基準の緩衝緑地帯の設置を適用することは、事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ事業者へ相当の負担を強いることとなることから、条例施行以前に存在していた事業場については、構造基準の緩衝緑地帯の設置を適用除外としています。しかしながら、ご意見を踏まえ、骨子（案）を修正いたします。	ご意見を踏まえ、緩衝緑地帯を設けない既存事業場については、緩衝緑地帯を設ける場合の保管方法とは別に、飛散防止のための保管方法を規則で規定することとします。
48	・既存事業者のみなし許可は有効期限を設けてほしい。	P6(20)	2	既存事業場のみなし許可についても、新規事業場と同様にその有効期限を5年間とします。	骨子（案）のとおりといたします。
49	・既存事業者の許可要件に欠格要件を適用してほしい。	P6(20)	1	既存事業場は届出をすることにより許可を受けたものとみなすため、届出時に欠格要件については審査を行いませんが、許可更新時に適用することとします。	骨子（案）のとおりといたします。
50	・既存事業者も説明会の開催を義務付けるべきである。 ・事業責任者は、住民に対して納得のいく説明と対策することを条例に規定してほしい。	P6(20)	8	ご意見を踏まえ、骨子（案）を修正いたします。	ご意見を踏まえ、既存事業者についても、周辺住民等からの求めがあった場合は、事業内容等の説明を義務付けます。
51	・既存事業場の保管基準についても5年以内に適合することとし、改善されない場合は許可を取り消すこととしてほしい。	P6(20)	2	保管基準については、既存事業者も条例施行後6ヶ月間の経過期間後適用され、保管基準に違反している場合は事業者へ指導を行い必要な措置を求めるとともに、状況に応じ勧告等の処分を行います。	骨子（案）のとおりといたします。
52	【その他】 ・大型トラックが道路に駐車しており危険を感じる。 ・大型車は通行禁止にしてほしい。 ・搬入待ちの大型ダンプにより交通に支障が出ている。 ・大型トラックが狭い道を往来して危険である。 ・大型トラックが走行中に金属片が落下して危ない。 ・大型トラックの通行で振動するため重量制限を徹底してほしい。 ・交通量が多いため、事故防止対策を行ってほしい。 ・道路を通るトラックの音がうるさい。 ・トラックの往来により道路が損傷しているので困っている。	その他	40	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めているものとなるため、また、他法令による規制もあることから本条例でご意見の内容を定めることは困難であると考えます。 許可に際しての事前協議手続において、関係所管課と協議を行い、また、事業者を指導するにあたっては、ご意見を踏まえ、関係所管課と連携し対応します。	骨子（案）のとおりといたします。
53	・違法な建築物や構造物について企業に指導し、指導に従わない場合は、強制撤去するべきである。 ・市街化調整区域の場所建築物、構造物を建ててる事は違法・違法行為であるので是正するべきである。 ・調整区域に構造物を設置するべきではない。	その他	7	同上。	骨子（案）のとおりといたします。
54	・重機の転倒防止策対策をしてほしい。	その他	3	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めているものとなるため、本条例で定めることは困難であると考えます。 事業者を指導するにあたっては、ご意見を踏まえ、関係機関と連携し対応します。	骨子（案）のとおりといたします。
55	・就労ビザは取得しているのか入管の調査をするべきである。	その他	0	同上。	骨子（案）のとおりといたします。
56	・事業活動により建物等に物損被害が生じた。 ・事業活動にともない生じた被害について、保証する条項を追加してほしい。	その他	5	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めているものとなります。 民事上の補償問題についての対応を本条例で規定することは困難であると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
57	・目的外の土地利用制限規定を設けてほしい。	その他	1	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めているものとなります。 土地利用の制限を本条例で規定することは困難であると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
58	・防犯上の心配がある。 ・緑地が少ない。 ・事業場があることにより地価が下落する。	その他	3	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めているものとなります。 ご意見の内容を本条例で規定することは困難であると考えます。	骨子（案）のとおりといたします。
59	・地域の意見や環境調査を行ってほしい。	その他	2	本条例に基づき事業者を指導するにあたっては、地域住民の意見や各基準への適合状況について、必要に応じ調査してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
60	・夜間、休日等の作業について制限を設けてほしい。 ・作業時間帯の制限してほしい。	その他	22	各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、本条例において一律に作業時間や休日等を規定はしませんが、事業者へは事業活動を行うにあたって生活環境の保全上支障がないよう求めます。	骨子（案）のとおりといたします。

「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
61	・車両の出入りに際して誘導員の配置を追加してほしい。 ・保管物が崩落しないよう人員を配置してほしい。	その他	14	各屋外保管事業場ごとに再生資源物の種類、取扱量及び事業場の周辺環境等が異なることから、本条例において一律に誘導員等の配置を規定はしませんが、事業者へは事業活動を行うにあたって生活環境の保全上支障がないよう求めます。	骨子（案）のとおりといたします。
62	・市を越境する再生資源物の搬入を禁止し、区をまたがる場合は市の許可を得るべきである。	その他	1	再生資源物は廃棄物処理法における廃棄物に該当せず、これまで直接規制する法令等がないことから、本条例を制定しその適正な保管について定めています。 いただいたご意見の趣旨については、事業の推進にあたり参考とさせていただきます。	骨子（案）のとおりといたします。
63	・立法化を目指し、国へ働き掛けてほしい。	その他	4	再生資源物の屋外保管に係る騒音等被害の課題は、本市のみならず広域的な課題となっています。埼玉県をはじめ、同じような問題を抱えている他の指定都市と情報共有を図りながら、法整備の必要性について検討してまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
64	・迷惑な事業者には撤退してもらいたい。 ・今ある迷惑事業場を何とかしてほしい。 ・以前の環境に戻してほしい。	その他	68	本条例は再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めています。 事業者の撤退を規定する事項はありませんが、事業を行うにあたって許可制としており、許可基準に違反した事業者に対しては許可の取消しを含め行政処分・罰則等を規定しています。 本条例施行後は、条例に基づき適切に事業者の指導を行ってまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
65	・住宅がある地域になぜ屋外保管場の許可を出したのか。	その他	3	再生資源物は廃棄物処理法における廃棄物に該当せず許可の対象とはならず、これまで直接規制する法令等がないことから、本条例を制定しその適正な保管について定めています。 本条例施行後は、条例に基づき適切に事業者指導を行ってまいります。	骨子（案）のとおりといたします。
66	・新しい事業者が入るのではないかと心配である。	その他	1	同上。	骨子（案）のとおりといたします。
67	・事業者へ強制するだけでなく歩み寄りができるよう検討してほしい。	その他	1	本条例では、事業者と周辺住民の相互理解の促進を図るため、事業者への相談窓口の設置義務、事前手続における周辺住民等への説明を規定しています。	骨子（案）のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	268名
意見項目数	67件
修正項目数	7件